

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	片倉章博
同	金子修一

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づく監査を平塚市監査基準に準拠して執行したので、法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類

行政監査

#### 2 監査の対象及び方法

##### （1） 監査の対象

令和3年4月1日現在で、市が保有又は管理する庁用自動車（※）

※交通事故の発生状況については、過去の推移を調査するためこの限りではない。

※主に公道走行を目的としない庁用自動車は除外した。

##### （2） 監査の方法

###### ア 第1次調査

全課（82課（※））に対し、次の項目を調査した。

- （ア） 庁用自動車の管理運用状況について
- （イ） 庁用自動車の点検・整備の状況について
- （ウ） 庁用自動車の安全対策について

※「監査委員事務局」は、1課として扱う。

###### イ 第2次調査

第1次調査の結果を基に、庁用自動車を保有又は管理している課に対しヒアリングにより調査を実施した。

<調査対象課>

[市長室] 広報課、災害対策課

[企画政策部] 資産経営課

[総務部] 庁舎管理課、固定資産税課

[産業振興部] 産業振興課、農水産課、商業観光課

[公営事業部] 事業課

[福祉部] 福祉総務課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、生活福祉課、介護保険課

[健康・こども部] 保育課、こども家庭課、健康課、青少年課

[環境部] 収集業務課、環境保全課、環境施設課  
[まちづくり政策部] 交通政策課、開発指導課、建築指導課  
[都市整備部] 都市整備課、みどり公園・水辺課、総合公園課、建築住宅課  
[土木部] 土木総務課、道路管理課、道路整備課、下水道経営課、  
下水道整備課  
[教育総務部] 教育総務課、教育施設課、学校給食課  
[学校教育部] 学務課、教育指導課、子ども教育相談センター  
[社会教育部] 社会教育課、中央公民館、スポーツ課、中央図書館、美術館  
[消防] 消防総務課  
[市民病院] 病院総務課

### 3 監査の実施期間

令和4年11月18日から令和5年3月24日まで

### 4 監査の着眼点

- (1) 庁用自動車は適切に管理運用されているか
  - ア 庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか
  - イ 庁用自動車が効率的に使用されているか
  - ウ 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか
- (2) 庁用自動車における安全対策は適切に行われているか
  - ア 法令等に基づく定期点検、整備等は適切に行われているか
  - イ 庁用自動車による事故防止・交通安全対策は適切に行われているか

### 5 監査の結果

監査結果は、別添のとおりである。

以 上

令和4年度  
行政(重点)監査  
結果報告書

庁用自動車の  
管理運用状況及び安全対策について

平塚市監査委員

# 目 次

<b>第 1 監査概要</b> .....	<b>1</b>
1 監査の種類 .....	1
2 監査のテーマ .....	1
3 テーマの選定理由 .....	1
4 監査の対象及び方法 .....	1
5 監査の実施期間 .....	2
6 調査基準日 .....	2
7 監査の着眼点（調査項目） .....	2
<b>第 2 庁用自動車の管理運用状況及び安全対策</b> .....	<b>3</b>
1 庁用自動車の管理運用状況 .....	3
（1）庁用自動車の保有状況 .....	3
（2）庁用自動車の使用状況 .....	8
（3）庁用自動車の運行管理状況 .....	10
2 庁用自動車における安全対策 .....	11
（1）法令等に基づく定期点検、整備等 .....	11
（2）庁用自動車における事故防止・交通安全対策 .....	12
<b>第 3 監査の結果</b> .....	<b>20</b>
1 庁用自動車は適切に管理運用されているか .....	20
（1）庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか .....	20
（2）庁用自動車効率的に使用されているか .....	20
（3）庁用自動車の運行管理は適切に行われているか .....	21
2 庁用自動車における安全対策は適切に行われているか .....	21
（1）法令等に基づく定期点検、整備等は適切に行われているか .....	21
（2）庁用自動車における事故防止・交通安全対策は適切に行われているか .....	22
<b>第 4 むすび</b> .....	<b>23</b>

## 第1 監査概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく、平塚市監査基準第2条第1項第2号に準拠した行政（重点）監査（ ）を実施した。

一般行政事務の運営について、その適切及び効率性・能率性の確保等の視点から行う監査

### 2 監査のテーマ

「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」

### 3 テーマの選定理由

本市では、市行政の円滑な運営に資するため、本庁及び出先機関に多くの庁用自動車が配置され管理運用されているが、庁用自動車の維持管理には様々な経費を必要とすることから、効率的な管理運用が求められる。また、職員による庁用自動車運転中の交通事故も依然として後を絶たない状況が続いているため、事故防止に向け不断の努力が求められる。

このような状況を踏まえ、庁用自動車の管理運用状況及び安全対策の実態を把握することにより課題等を検証し、もって今後の事務改善に資することを目的とする。

## 4 監査の対象及び方法

### （1）監査の対象

令和3年4月1日現在で、市が保有又は管理する庁用自動車（ ）

交通事故の発生状況については、過去の推移を調査するためこの限りではない。

主に公道走行を目的としない庁用自動車は除外した。例：パワーショベル、ショベルローダー、フォークリフト、アスファルトフィニッシャー等

### （2）監査の方法

#### ア 第1次調査

全課（82課（ ））に対し、次の項目を調査した。

- （ア） 庁用自動車の管理運用状況について
- （イ） 庁用自動車の点検・整備の状況について
- （ウ） 庁用自動車の安全対策について

「監査委員事務局」は、1課として扱う。

#### イ 第2次調査

第1次調査の結果を基に、庁用自動車を保有又は管理している課に対しヒアリングにより調査を実施した。

<調査対象課>

- [市長室] 広報課、災害対策課
- [企画政策部] 資産経営課
- [総務部] 庁舎管理課、固定資産税課
- [産業振興部] 産業振興課、農水産課、商業観光課

- [ 公営事業部 ] 事業課
- [ 福祉部 ] 福祉総務課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、生活福祉課、介護保険課
- [ 健康・こども部 ] 保育課、こども家庭課、健康課、青少年課
- [ 環境部 ] 収集業務課、環境保全課、環境施設課
- [ まちづくり政策部 ] 交通政策課、開発指導課、建築指導課
- [ 都市整備部 ] 都市整備課、みどり公園・水辺課、総合公園課、建築住宅課
- [ 土木部 ] 土木総務課、道路管理課、道路整備課、下水道経営課、下水道整備課
- [ 教育総務部 ] 教育総務課、教育施設課、学校給食課
- [ 学校教育部 ] 学務課、教育指導課、子ども教育相談センター
- [ 社会教育部 ] 社会教育課、中央公民館、スポーツ課、中央図書館、美術館
- [ 消防 ] 消防総務課
- [ 市民病院 ] 病院総務課

## 5 監査の実施期間

令和4年11月18日から令和5年3月24日まで

## 6 調査基準日

令和4年11月18日

## 7 監査の着眼点（調査項目）

監査における着眼点を次のように定めた。

- (1) 庁用自動車は適切に管理運用されているか
  - ア 庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか
  - イ 庁用自動車効率的に使用されているか
  - ウ 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか
- (2) 庁用自動車における安全対策は適切に行われているか
  - ア 法令等に基づく定期点検、整備等は適切に行われているか
  - イ 庁用自動車による事故防止・交通安全対策は適切に行われているか

### (注)

- 1 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数の合わない場合がある。
- 2 表中及び関連する文中の数字は、原則として令和3年度中の状況である。また、令和3年度中に移管があった場合は、新しく庁用自動車を保有又は管理する課で計上している。

## 第2 庁用自動車の管理運用状況及び安全対策

### 1 庁用自動車の管理運用状況

#### (1) 庁用自動車の保有状況

##### ア 車両の配置状況

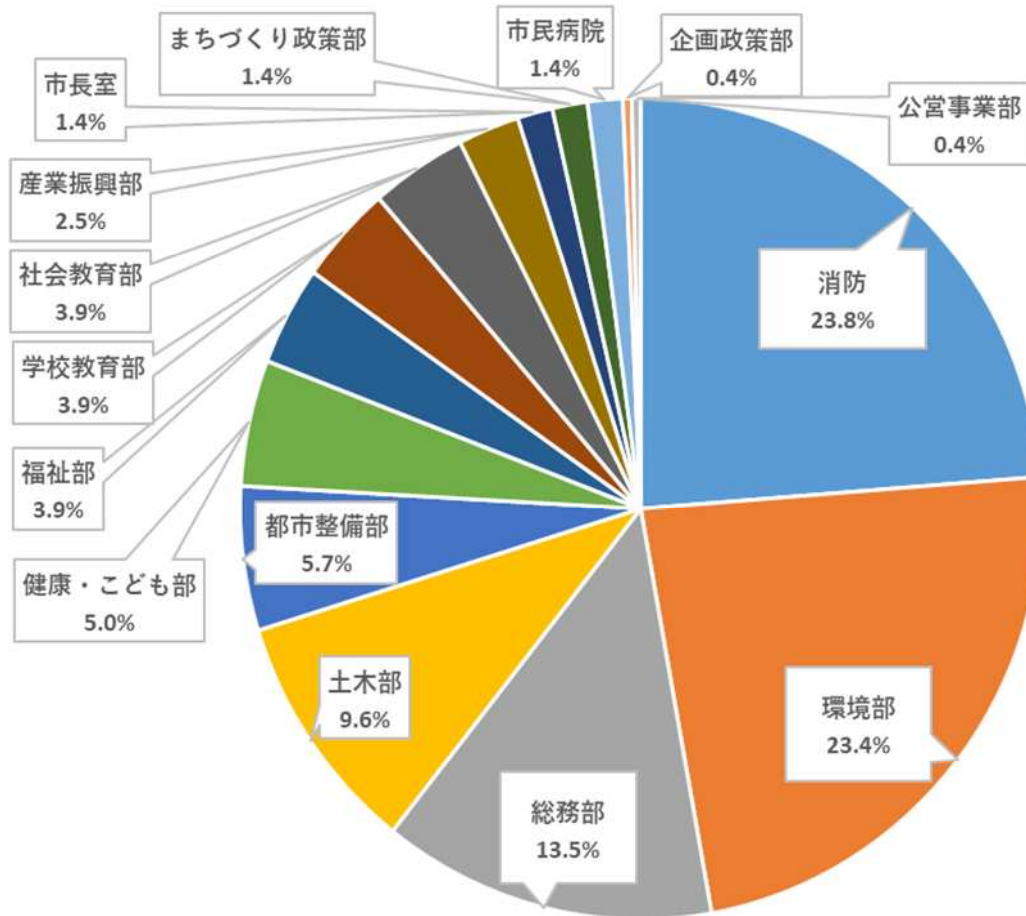
本市が保有している庁用自動車は、塵芥車等の特種車両を含め282台あり、その内訳は表1及び図1のとおりである。部別に比較すると消防が67台（23.8%）と最も多く、次に収集業務課が所属する環境部の66台（23.4%）、続いて庁舎管理課が所属する総務部の38台（13.5%）であった。

配置場所の割合は、表2のとおり西八幡駐車場が54.6%（154台）と最も多く、次に別館及び各消防署等（各分団庁舎等及び本署を除く。）が10.6%（30台）と同数であった。

【表1 所属別配置状況】

	台数	構成比率	配置場所
市長室	4	1.4%	西八幡駐車場、別館
企画政策部	1	0.4%	西八幡駐車場
総務部	38	13.5%	西八幡駐車場、別館、地下駐車場等
産業振興部	7	2.5%	西八幡駐車場、魚市場、農の体験・交流館
公営事業部	1	0.4%	競輪場
福祉部	11	3.9%	西八幡駐車場、別館
健康・こども部	14	5.0%	西八幡駐車場、保健センター、にこにこ園、びわ青少年の家等
環境部	66	23.4%	西八幡駐車場、別館、遠藤原最終処分場、リサイクルプラザ等
まちづくり政策部	4	1.4%	西八幡駐車場、別館
都市整備部	16	5.7%	西八幡駐車場、別館、総合公園
土木部	27	9.6%	西八幡駐車場、別館
学校教育部	11	3.9%	西八幡駐車場、子ども教育相談センター、地下駐車場
社会教育部	11	3.9%	西八幡駐車場、公民館、図書館、美術館等
消防	67	23.8%	西八幡駐車場、別館、各消防署等、各分団庁舎等、本署等
市民病院	4	1.4%	市民病院
合計	282	100.0%	

【図1 所属別配置割合】





【表2 配置場所別台数状況】

配置場所	台数	構成比率
西八幡駐車場	154	54.6%
別館	30	10.6%
各消防署等	30	10.6%
各分団庁舎等	20	7.1%
本署	9	3.2%
保健センター	6	2.1%
市民病院	4	1.4%
総合公園内	3	1.1%
子ども教育相談センター	3	1.1%
地下駐車場	3	1.1%
にこにこ園	2	0.7%
中央図書館駐車場	2	0.7%
福祉会館	1	0.4%
魚市場	1	0.4%
農の体験・交流館	1	0.4%
競輪場	1	0.4%
びわ青少年の家	1	0.4%
青少年会館横	1	0.4%
リサイクルプラザ	1	0.4%
遠藤原最終処分場	1	0.4%
環境事業センター	1	0.4%
破碎処理場	1	0.4%
吉沢公民館	1	0.4%
中央公民館	1	0.4%
八幡公民館	1	0.4%
美術館	1	0.4%
埋蔵文化財調査事務所	1	0.4%
豊田公民館	1	0.4%
合計	282	100.0%

## イ 車種別保有状況

道路運送車両法（以下「車両法」という。）に基づく車種別では、表3のとおり軽自動車（貨物）が81台（28.7%）と最も多く、次に普通自動車（乗用）が73台（25.9%）、続いて普通自動車（貨物）が71台（25.2%）であった。

【表3 所属別車種別保有状況】

	普通自動車 （乗用） （台）	普通自動車 （貨物） （台）	小型自動車 （乗用） （台）	小型自動車 （貨物） （台）	軽自動車 （乗用） （台）	軽自動車 （貨物） （台）	その他 （台）	合計 （台）
市長室	3			1				4
企画政策部						1		1
総務部	1		6	3		27	1	38
産業振興部			1	1	1	4		7
公営事業部					1			1
福祉部	1		2	1	5	2		11
健康・子ども部	1				6	7		14
環境部		54		3		9		66
まちづくり政策部		2			1	1		4
都市整備部	1	2		1	1	9	2	16
土木部		13		2		11	1	27
学校教育部	1			3	2	5		11
社会教育部	1			1	3	5	1	11
消防	61		2		3		1	67
市民病院	3		1					4
合計	73	71	12	16	23	81	6	282
構成比率	25.9%	25.2%	4.3%	5.7%	8.2%	28.7%	2.1%	100.0%

### 車両法に基づく車種区分

普通自動車：排気量2,000ccを超える、長さ4.7mを超えるもの

小型自動車：排気量660ccを超え2,000cc以下、長さ3.4mを超え  
4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下

軽自動車：排気量660cc以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ  
2.0m以下

その他：上記の区分に該当しないもの

## ウ 燃料別保有状況

燃料別では、表4のとおりガソリンが168台（59.6%）と最も多く、次に軽油が93台（33.0%）で、電気とガソリン又は軽油を動力源とするハイブリッドが19台（6.7%）、電気が2台（0.7%）であった。

【表4 所属別燃料別保有状況】

	ガソリン (台)	ハイブリッド (台)	軽油 (台)	電気 (台)	合計 (台)
市長室	3		1		4
企画政策部	1				1
総務部	34	4			38
産業振興部	7				7
公営事業部	1				1
福祉部	10	1			11
健康・こども部	14				14
環境部	11	14	41		66
まちづくり政策部	4				4
都市整備部	11		4	1	16
土木部	15		12		27
学校教育部	10			1	11
社会教育部	11				11
消防	33		34		67
市民病院	3		1		4
合計	168	19	93	2	282
構成比率	59.6%	6.7%	33.0%	0.7%	100.0%

## エ 形態別保有状況

形態別では、表5のとおり購入が186台（66.0%）と最も多く、次にリースが82台（29.1%）であった。

このうちリースは塵芥車等の耐用年数が短い特殊車両を多く保有する環境部及び土木部で多くなっていた。

寄附は、日本赤十字社神奈川県支部平塚市地区、中栄信用金庫、日産車体㈱、（一社）日本損害保険協会及び（公財）日本消防協会等からのものであった。

その他は、令和3年度中に他課から移管されたもののほか、消防においては、総務省消防庁から無償貸与されたものが3台あった。

【表5 所属別形態別保有状況】

	購入 (台)	寄附 (台)	リース (台)	その他 (台)	合計 (台)
市長室	4				4
企画政策部	1				1
総務部	32	1	5		38
産業振興部	7				7
公営事業部	1				1
福祉部	9	2			11
健康・こども部	14				14
環境部	7		59		66
まちづくり政策部	4				4
都市整備部	11		5		16
土木部	15		12		27
学校教育部	9		1	1	11
社会教育部	10	1			11
消防	60	3		4	67
市民病院	2			2	4
合計	186	7	82	7	282
構成比率	66.0%	2.5%	29.1%	2.5%	100.0%

## オ 経過年数別保有台数

初度登録（初度検査）からの経過年数別では、表6のとおり0～5年未満が78台（27.7%）で最も多く、次に5～10年未満が77台（27.3%）であった。一方で10年以上経過しているものが127台（45.0%）あり、そのうち20年以上のものは6台（2.1%）であった。

【表6 所属別経過年数別保有状況】

	0～5年未満 （台）	5～10年 未満（台）	10～15年 未満（台）	15～20年 未満（台）	20年以上 （台）	合計 （台）
市長室		1	2	1		4
企画政策部			1			1
総務部	19	5	7	5	2	38
産業振興部	1	1	2	2	1	7
公営事業部				1		1
福祉部	4	2	4	1		11
健康・こども部	2	4	6	2		14
環境部	36	18	5	7		66
まちづくり政策部			2	1	1	4
都市整備部	1	7	6	1	1	16
土木部	7	10	7	3		27
学校教育部	1	1	7	1	1	11
社会教育部		3	6	2		11
消防	7	23	18	19		67
市民病院		2		2		4
合計	78	77	73	48	6	282
構成比率	27.7%	27.3%	25.9%	17.0%	2.1%	100.0%

経過年数は、令和3年4月1日時点

## （2）庁用自動車の使用状況

### ア 走行距離の状況

総走行距離は、表7のとおり10,000～50,000km未満が114台（40.6%）で最も多く、次に50,000～100,000km未満が96台（34.2%）、続いて、10,000km未満が36台（12.8%）であった。一方で100,000km以上走行しているものが35台（12.4%）であった。

経過年数別の総走行距離は、表8のとおりである。そのうち、10年以上経過し、かつ100,000km以上走行したものは合計14台（5.0%）であった。14台の内訳は、消防が5台、産業振興部が2台、福祉部が2台、環境部が2台、土木部が1台、社会教育部が1台、市民病院が1台であった。

【表7 所属別総走行距離】

	0~10,000 km未満(台)	10,000~50,000 km未満(台)	50,000~100,000 km未満(台)	100,000~150,000 km未満(台)	150,000km以上 (台)	合計 (台)
市長室		4				4
企画政策部		1				1
総務部	4	20	14			38
産業振興部		3	2	2		7
公営事業部		1				1
福祉部	1	5	3	2		11
健康・こども部	2	7	5			14
環境部	1	25	24	9	7	66
まちづくり政策部		1	3			4
都市整備部	1	9	6			16
土木部	2	9	14	2		27
学校教育部	1	3	7			11
社会教育部		7	3	1		11
消防	23	18	14	8	3	66
市民病院	1	1	1		1	4
合計	36	114	96	24	11	281
構成比率	12.8%	40.6%	34.2%	8.5%	3.9%	100.0%

特殊な車両でメーターが付いていないため総走行距離が不明なものが消防に1台あった。

【表8 経過年数別総走行距離】

	0~10,000km未満 (台)	10,000~50,000 km未満(台)	50,000~100,000 km未満(台)	100,000~150,000 km未満(台)	150,000km以上 (台)	合計 (台)	構成比率
0~5年未満	10	45	20	3		78	27.8%
5~10年未満	12	26	20	10	8	76	27.0%
10~15年未満	10	20	35	6	2	73	26.0%
15~20年未満	4	21	18	4	1	48	17.1%
20年以上		2	3	1		6	2.1%
合計	36	114	96	24	11	281	100.0%
構成比率	12.8%	40.6%	34.2%	8.5%	3.9%	100.0%	

経過年数は、令和3年4月1日時点

特殊な車両でメーターが付いていないため総走行距離が不明なものが消防に1台あった。

## イ 稼働状況

平均稼働率は、表9のとおり健康・こども部が72.9%と最も高く、次に土木部が71.9%、続いて福祉部が70.9%であった。なお、稼働日数について、運転日誌を作成していないため不明な課が産業振興部及び都市整備部でそれぞれ1課、特

殊な車両でメーターが付いていないため不明な課が消防に1課あった。

平均総走行距離は、環境部が77,358kmと最も多く、次に産業振興部が71,525km、続いて市民病院が70,463kmであった。

【表9 所属別稼働状況】

	平均稼働日数 (日)	平均稼働率 (%)	平均走行距離 (km)	平均総走行距離 (km)
市長室	88	37.5	1,395	23,724
企画政策部	158	70.0	3,895	39,576
総務部	147	60.8	4,267	43,662
産業振興部	134	45.7	3,845	71,525
公営事業部	65	30.0	724	25,010
福祉部	167	70.9	3,670	60,536
健康・こども部	176	72.9	3,499	36,991
環境部	170	70.5	12,157	77,358
まちづくり政策部	120	47.5	1,895	53,583
都市整備部	164	54.4	3,432	45,645
土木部	172	71.9	6,341	58,239
学校教育部	135	56.4	15,732	54,715
社会教育部	120	50.0	1,996	37,797
消防	141	56.9	4,188	46,657
市民病院	104	42.5	1,894	70,463

令和3年度の開庁日は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日及び12月29日から1月3日を除いた242日として計算している。

### (3) 庁用自動車の運行管理状況

#### ア ルールの整備状況

昭和36年12月13日に平塚市庁用自動車管理規程（以下「規程」という。）が施行され、その後、必要な改正がなされていた。なお、消防本部の所管に属するものについてはこの規程から除外されていた。

#### イ 年間維持費の状況

年間平均維持費は、表10のとおり環境部が1,518,183円と最も高く、次に土木部が857,052円、続いて消防が463,382円であった。これは塵芥車等減価償却資産の耐用年数が短いものにおいて、リース契約により庁用自動車を導入している部において年間維持費が高くなっている傾向が現れたものである。一方で、リース契約ではなく購入により導入した庁用自動車については、年間維持費は比較的安く抑えられるものの、購入時の初期費用に高額の予算措置が必要になる。

なお、タイヤ交換及び燃料代は単価契約を行い、自動車損害保険は（公社）全

国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入している。この共済会は、地方自治法第263条の2に基づく公益的法人であり、より低廉な共済基金分担金によって市等の財政負担の軽減を図るとともに、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動の拠点の早期回復に資する相互救済事業を行っている。

【表10 所属別年間維持費状況】

	車検、定期点検 (円)	修繕料 (円)	リース料 (円)	燃料代 (円)	維持費合計 (円)	台数	平均維持費 (円)
市長室	330,691	13,354		189,381	533,426	4	133,357
企画政策部		33,715		28,403	62,118	1	62,118
総務部	1,373,923	850,322	2,451,240	2,758,534	7,434,019	38	195,632
産業振興部	365,339	189,123		454,709	1,009,171	7	144,167
公営事業部	16,555	41,723		16,658	74,936	1	74,936
福祉部	526,449	367,125		687,885	1,581,459	11	143,769
健康・こども部	733,880	98,439		733,574	1,565,893	14	111,850
環境部	2,297,307	3,748,807	68,793,928	25,360,057	100,200,099	66	1,518,183
まちづくり政策部	317,027	10,736		167,697	495,460	4	123,865
都市整備部	1,131,731	349,690	3,628,460	1,263,712	6,373,593	16	398,350
土木部	2,802,035	1,282,367	15,511,966	3,544,027	23,140,395	27	857,052
学校教育部	495,254	13,860	580,800	417,617	1,507,531	11	137,048
社会教育部	664,678	176,429		531,781	1,372,888	11	124,808
消防	9,779,194	7,662,253		13,605,165	31,046,612	67	463,382
市民病院	132,285			240,210	372,495	4	93,124
合計	20,966,348	14,837,943	90,966,394	49,999,410	176,770,095	282	626,844

購入した場合は、別途車両購入費等の初期費用が発生する。

## 2 庁用自動車における安全対策

### (1) 法令等に基づく定期点検、整備等

#### ア 使用上の管理者

庁用自動車の使用上の管理者(以下「管理者」という。)は、庁舎管理課に所属し共用的に使用するもの(以下「共用車」という。)については庁舎管理課長、共用車以外の全てのもの(以下「専用車」という。)については当該専用車の所属する課の長とされていた。ただし、各課において共用車を使用中の管理者については、当該使用している課の長とされていた。

#### イ 日常点検整備等

規程第16条では、第8号様式として定められている運転日誌及び第9号様式として定められている運転作業日誌について管理者の確認を受けるものとしていた。

運転者は、運転前及び運転後に、車両を点検し、故障箇所、不備箇所又は故障のおそれがあると認められる箇所を発見したときは、管理者に報告することとされていた。

さらに、運転前の点検は、規程第13条第2項において第6号様式として定められている日常点検整備簿により行い、整備管理者（P18参照）の確認を受けるものとされていた。

#### ウ 定期点検整備

車両法第48条の規定により、自動車の使用者は一定の期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならないとされている。

本市では、庁舎管理課が総括的に管理を行っており、庁用自動車ごとに点検時期の把握を行っていた。なお、庁舎管理課に所属していない専用車については、事前に当該専用車の所属する課に連絡し周知していた。令和3年度の実施状況については、定期点検が223件であった。

#### エ 継続検査等（車検）

車両法第58条の規定により、自動車は国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされている。

本市では、前述の定期点検整備と同じく庁舎管理課が総括的に管理を行っており、庁用自動車ごとに車検時期の把握を行っていた。なお、庁舎管理課に所属していない専用車については、事前に当該専用車の所属する課に連絡し周知していた。令和3年度の実施状況については、車検が128件であった。

#### オ 車両台帳の整備状況

庁舎管理課長が庁用自動車について車両台帳を整備保管することとされており、車名、登録番号、取得年月日及び車体検査有効期限等が管理されていた。

### (2) 庁用自動車における事故防止・交通安全対策

#### ア 交通事故の発生状況

##### (ア) 事故の発生状況

事故件数は、表11のとおり令和元年度28件、令和2年度23件、令和3年度21件発生し、3年間の平均は24件であった。「事故内訳(A)」における、過失事故の平均は22件であり、無過失事故の平均は2件であった。「事故内訳(B)」における物損事故の平均は7.7件(うち過失5.7件)、人身事故の平均1件(うち過失1件)、自損事故の平均15.3件(うち過失15.3件)であった。



【表 11 事故件数】

年度	事故件数 (件)	事故内訳(A)		事故内訳(B)		
		過失 (件)	無過失 (件)	物損(うち過失) (件)	人身(うち過失) (件)	自損(うち過失) (件)
令和元年度	28	26	2	8(6)	2(2)	18(18)
令和2年度	23	21	2	8(6)	0(0)	15(15)
令和3年度	21	19	2	7(5)	1(1)	13(13)
合計	72	66	6	23(17)	3(3)	46(46)
平均	24	22	2	7.7(5.7)	1(1)	15.3(15.3)

## (イ) 事故件数比率

開庁日に対する事故件数比率は、表 12 及び図 2 のとおり令和元年度 11.7%、令和 2 年度 9.5%、令和 3 年度 8.7%と減少傾向にあった。

一方、各年度の開庁日から緊急事態宣言期間を除いた日数に対する事故件数比率は、令和元年度 11.7%、令和 2 年度 14.0%、令和 3 年度 10.4%であり、年度推移による明らかな減少傾向は見られなかった。

【表 12 事故件数比率】

年度	開庁日 (日)	開庁日(緊急事 態宣言除く) (日)	事故件数 (件)	開庁日に対す る事故件数比 率	開庁日(緊急 事態宣言除 く)に対する 事故件数比率
令和元年度	240	240	28	11.7%	11.7%
令和2年度	243	164	23	9.5%	14.0%
令和3年度	242	201	21	8.7%	10.4%

緊急事態宣言期間は、以下のとおり。

第 1 回目：令和 2 年 4 月 7 日(火)から令和 2 年 5 月 25 日(月)まで

第 2 回目：令和 3 年 1 月 8 日(金)から令和 3 年 3 月 21 日(日)まで

第 3 回目：令和 3 年 8 月 2 日(月)から令和 3 年 9 月 30 日(木)まで

図2 開庁日に対する事故件数比率

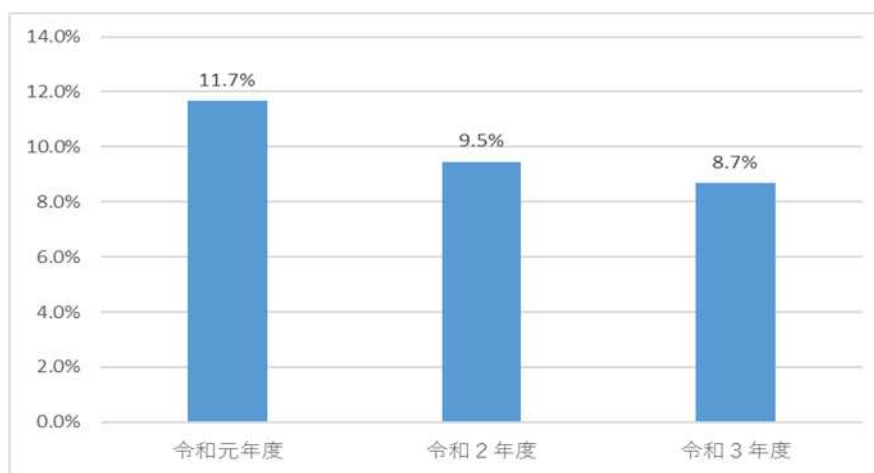
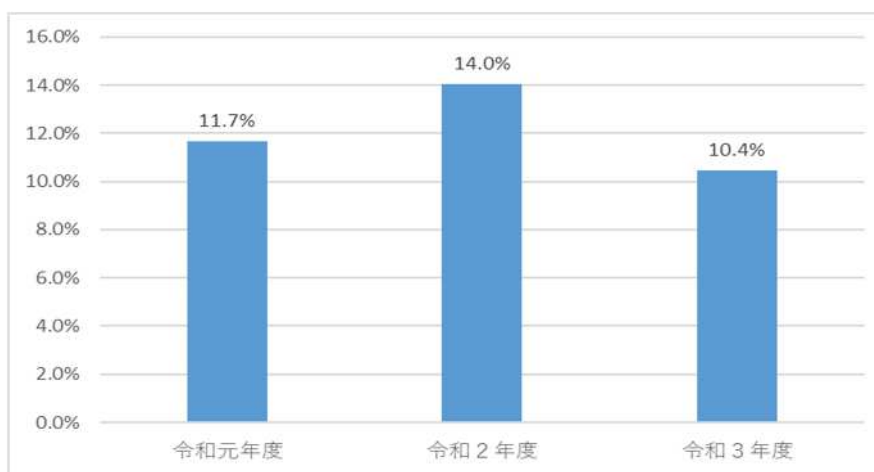


図2-1 開庁日（緊急事態宣言期間を除く。）に対する事故件数比率



(ウ) 事故の発生時間帯

事故の発生時間帯は、表13のとおり件数が多い順に午後(12:00~16:00)が平均11.7件、午前(8:00~12:00)が平均8.3件、夕方(16:00~20:00)が平均3.7件であった。

【表13 事故の発生時間帯】

年度	事故件数 (件)	事故の発生時間帯			
		午前(8:00~ 12:00)(件)	午後(12:00~ 16:00)(件)	夕方(16:00~ 20:00)(件)	夜間・早朝(20:00 ~8:00)(件)
令和元年度	28	10	14	3	1
令和2年度	23	7	12	4	0
令和3年度	21	8	9	4	0
合計	72	25	35	11	1
平均	24	8.3	11.7	3.7	0.3

### (エ) 年齢別事故件数

運転者の年齢別事故件数は、表 14 のとおり件数が多い順に 50 歳以上 60 歳未満が平均 6.0 件、30 歳以上 40 歳未満が平均 5.7 件、30 歳未満が平均 5.3 件であった。

【表 14 年齢別事故件数】

年度	事故件数 (件)	年齢別				
		30歳未満 (件)	30歳以上40歳未満 (件)	40歳以上50歳未満 (件)	50歳以上60歳未満 (件)	60歳以上 (件)
令和元年度	28	5	7	7	7	2
令和2年度	23	7	8	2	4	2
令和3年度	21	4	2	6	7	2
合計	72	16	17	15	18	6
平均	24	5.3	5.7	5.0	6.0	2.0

### (オ) 事故発生場所

事故発生場所は、表 15 のとおり件数が多い順に駐車場（車庫含む。）が平均 8.3 件、公道（走行中）が平均 6.0 件、公道（交差点）が平均 5.0 件であった。

【表 15 事故発生場所】

年度	事故件数 (件)	事故発生場所				
		公道（走行中） (件)	公道（交差点） (件)	公道（停車中） (件)	駐車場（車庫含 む）(件)	その他 (件)
令和元年度	28	11	5	1	10	1
令和2年度	23	5	5	2	7	4
令和3年度	21	2	5	2	8	4
合計	72	18	15	5	25	9
平均	24	6.0	5.0	1.7	8.3	3.0

主に、後方移動、左折、右折時の安全確認が不足していたことなどに起因する事故が発生していた。

## イ 事故防止・交通安全対策

全庁的に取り組んでいる交通事故防止対策として、新採用職員などを対象に庁用自動車安全運転研修会、安全運転O D式安全性テストを実施するとともに、事故を起こした職員を対象に運転適性診断が行われている。また、庁舎管理課長、収集業務課長、消防総務課長等を委員とする庁用自動車事故防止対策会議を開催し事故防止に向けた対策の検討を行っている。安全運転スローガン、KYT（危険予知訓練）、事故報告、運転マナー向上については、庁内でのグループウェア（以下「グループウェア」という。）を活用して啓発しており、このグループウェア上で、安全運転に関する通知等も行われている。さらに、車両運行時の点検

や令和4年度からはアルコール検知器による検査を運転前に加え運転後にも実施し、酒気帯び確認記録簿に記入することとしている。この他、各部課における主体的な取組として、朝礼・終礼等での安全運転宣言の唱和、研修等を実施するケースが見られた。

## ウ ドライブレコーダー等の設置

ドライブレコーダー等の設置状況は、表16のとおりである。

カーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）は30台の車両に、バックモニターは114台の車両に搭載されていた。

ドライブレコーダーは平成27年度から全庁を対象として導入されたことから、1台を除いた全車に搭載されていた。搭載されていない1台は消防に所属する水陸両用のバギーであり、公道を走行する状況が限定される特殊な車両であった。

衝突被害軽減ブレーキ（以下「自動ブレーキ」という。）を搭載している車両は、福祉部に1台、消防に3台であった。このうち、福祉部の車両は日本赤十字社神奈川県支部平塚市地区から寄附された車両であった。なお、消防は令和2年度から車両更新時の仕様に自動ブレーキを盛り込んでいる。

【表16 ドライブレコーダー等の設置状況】

	カーナビ		バックモニター		ドライブレコーダー		自動ブレーキ	
	有り (台)	無し (台)	有り (台)	無し (台)	有り (台)	無し (台)	有り (台)	無し (台)
市長室	1	3	1	3	4			4
企画政策部		1		1	1			1
総務部	2	36		38	38			38
産業振興部		7		7	7			7
公営事業部		1		1	1			1
福祉部	3	8	3	8	11		1	10
健康・こども部		14		14	14			14
環境部		66	60	6	66			66
まちづくり政策部		4		4	4			4
都市整備部	1	15	2	14	16			16
土木部	1	26	9	18	27			27
学校教育部	1	10	1	10	11			11
社会教育部	1	10	1	10	11			11
消防	17	50	36	31	66	1	3	64
市民病院	3	1	1	3	4			4
合計	30	252	114	168	281	1	4	278
構成比率	10.6%	89.4%	40.4%	59.6%	99.6%	0.4%	1.4%	98.6%

## エ 安全運転管理者・副安全運転管理者

以下の法令を受け平塚市安全運転管理者等の設置に関する要綱第2条では、庁用自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置に関する業務を除く。）を行わせるため表17のとおり安全運転管理者を置き同表に定める職にある者をもって充てることとしている。

## 道路交通法 抜粋

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。)、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

## 道路交通法施行規則 抜粋

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合には、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

【表17 安全運転管理者等の設置状況】

自動車使用の本拠	総括安全運転管理者	安全運転管理者	副安全運転管理者	担当する部等
環 境 部		環境部 収集業務課長	環境部 収集業務課 収集業務課長が指名 する3者	環 境 部
消 防 本 部 及 び 消 防 署		消 防 本 部 消防総務課長	消防本部 消防総務課 施設整備担当長	消 防 本 部
			消 防 署 警備第一課長 警備第二課長 警備第三課長	消 防 署
上記以外の部等	総務部 庁舎管理課長	総務部 庁舎管理課長	総務部 庁舎管理課 庁舎管理担当長	総務部及び 下記以外の部
			産業振興部 農水産課長	産業振興部
			福 祉 部 福祉総務課長	福 祉 部
			まちづくり政策部 交通政策課長	まちづくり政策部
			都市整備部 みどり公園・水辺課 長	都市整備部
			土 木 部 道路管理課長	土 木 部
			土 木 部 土木総務課長	土 木 部
教育委員会 教育総務課長	教育委員会			

### オ 整備管理者

整備管理者は、庁舎管理課に職員1名が配属されていた。

消防が保有する専用車67台のうち乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車は1台であった。また、乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自動車は11台であったものの、それぞれの使用の本拠は本署4台（水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車、はしご車）、大野出張所1台（支援車）、海岸出張所3台（ポンプ車、はしご車、風水害対策車）、神田出張所1台（化学消防ポンプ自動車）、旭出張所2台（消防ポンプ自動車、はしご車）であり、調査基準日時点では整備管理者の選任を必要とする台数に満たなかった。

## 車両法 抜粋

### (整備管理者)

第五十条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」という。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

## 車両法施行規則 抜粋

### (整備管理者の選任)

第三十一条の三 法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- 一 乗車定員十一人以上の自動車(次号に掲げる自動車を除く。) 一両
- 二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十条第一項の許可に係るものを除く。) 二両
- 三 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 五両
- 四 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの 十両

### 第3 監査の結果

今回の監査は、「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」をテーマとし、前述した着眼点等により監査を実施した。

その結果、おおむね適正に実施されているものと認められたが、一部において検討や改善を要すると認められる事項があるので、意見として以下に述べる。

#### 1 庁用自動車は適切に管理運用されているか

##### (1) 庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか

平成24年度に実施した前回監査では、塵芥車等の特殊車両を含め298台を保有していたのに対し、令和3年度は282台と台数に大きな違いは見られなかった。

配置場所については、西八幡駐車場、別館及び消防関係の合計数が全体の86.1%を占め、庁用自動車が集約されるよう駐車スペースが確保されていた。

燃料別保有状況については、ガソリン及び軽油の合計数が全体の92.6%を占めていた。ハイブリッド自動車及び電気自動車など環境に配慮した車両の導入が進んでいない状況が見られたが、令和4年度以降、原則としてガソリン車を購入しない方針となっており、今後、環境に配慮した車両の増加が見込まれている。

経過年数については、前回監査時に15年以上のものが14.6%を占めていたのに対し、令和3年度は19.1%であり前回調査時よりも老朽化が進んでいる状況であった。また、庁用自動車取得後の総走行距離については、100,000km以上走行している合計数が全体の12.4%であった。

前回監査時は塵芥車等の特殊車両を除くなど、一部調査対象が異なっているものの、限りある庁用自動車を有効活用すべく配置場所が集約されている状況やヒアリング調査で得られた庁用自動車の必要性を勘案すると、総じて保有状況は適切なものと考えられる。財政状況等の事情を考慮に入れながら、老朽化が進んでいる状況を踏まえ庁用自動車を計画的に更新することが望まれる。

##### (2) 庁用自動車は効率的に使用されているか

前回監査では部を抽出して稼働率を算出した。その結果、各部の車両使用状況は、経済部33.0%、福祉部39.3%、環境部（塵芥車等の特殊車両を除く。）39.5%、教育総務部36.3%であった。それに対し、令和3年度は旧経済部に当たる産業振興部が45.7%、福祉部70.9%、環境部70.5%、旧教育総務部を含む学校教育部が56.4%の稼働率であり、前回監査時に抽出対象とした全ての部において稼働率が上昇していた。前回監査時とは一部調査対象及び行政機構の区分が異なっているものの、総じて庁用自動車の効率的な使用が確認された。

前回監査において、共用車として保有していた庁用自動車は11台（軽貨物車10台及び小型貨物車1台）であったのに対し、令和3年度は23台（軽貨物車20台、小型貨物車2台及び小型乗用車1台）であった。各課が共用で使用する車両が2倍以上に増加しており、より多くの利用希望に応えるための環境を整えていた。



なお、共用車の予約については、各課がグループウェアで予約状況を確認でき、平日 8 時30分から17時15分の時間帯について10日先までの期間の範囲で予約を可能としていた。また、一部で予約可能期間前の先行予約を受け付けていた。

一方で、予約をしたものの使用がなかった事例や予約時間を必要以上に確保する事例など、不適切な予約が行われたことにより必要とする課が使用できない状況も見受けられた。空予約は行わないこと、予約時間を必要最小限とすること、予定より早めに帰庁した際など、予定の変更により不要となった予約は速やかに取り消すことなどの徹底が求められる。

### (3) 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか

規程では、庁用自動車の使用上の管理者や運転者の心得のほか必要な事項が定められていたが、定められた別記様式とは一部内容が異なる書式がグループウェア上に掲示されており、課によって運転日誌及び日常点検整備簿の項目が異なっている事例が散見された。全庁的な運行管理の観点から、庁舎管理課においては使用する様式により確認項目に相違が出ないように書式を統一することが望まれる。また、規程上運転日誌は管理者の確認、日常点検整備簿は整備管理者の確認が必要とされているが、多数の課で確認がなされていなかった。そこで、規程どおり運用されていない理由等を確認し、安全を担保した上でより実態に即した適切な管理方法について検討を進められたい。

一方で、規程の対象から除外されていた消防本部の所管に属するものの管理について、消防では規程に準じた取扱いを行っていたものの、訓令等による定めはなかった。規程対象外の庁用自動車の管理について、関係各課と調整を図り管理方法について検討するよう努められたい。

年間維持費については、タイヤ交換及び燃料代は単価契約を行い、自動車損害保険は（公社）全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入しており、経済的に執行されていた。

## 2 庁用自動車における安全対策は適切に行われているか

### (1) 法令等に基づく定期点検、整備等は適切に行われているか

日常点検等は、規程において確認の流れや様式が定められているものの、運転日誌については、チェック項目を確認していなかった事例や、様式自体を使用していなかった事例が見受けられたほか、前述のように多数の課で管理者の確認がなされていなかった。また、日常点検整備簿については、整備管理者以外の者が確認していた事例や、オートマチックトランスミッション車でありながらクラッチを確認しているとした事例、点検を実施していても日常点検整備簿に記入していない事例、日常点検整備簿自体を作成していない事例が見受けられた。さらに、前述のように庁舎管理課に所属する車両を除いて整備管理者の確認を受けていなかった。規程と実際の運用に大きな乖離がみられる点について、前述 1 (3) のとおり、改善に向

けた検討を早急に進められたい。

運転日誌及び日常点検整備簿について、前年度実績を記録した様式を即時廃棄していた課が見られた。平塚市行政文書管理規則（以下「文書規則」という。）第9条によると、課の管理下において保管している行政文書のうち、補助的若しくは一時的に作成し、又は取得した行政文書で、課長が保管の必要がないと認めるものは、廃棄できるものとしている。一方で、文書規則第8条で行政文書の保存期間を、法令その他別に定めがあるものを除き、30年、10年、5年、3年又は1年と定めている。最終的には課長の判断に委ねられるが、庁内他課の保存期間も参考にしながら保存期間を設定するよう検討されたい。

定期点検等は、庁舎管理課が総括的に管理を行っており、庁用自動車ごとの定期点検及び車検の時期を一元的に把握し、時期が到来するものについて対象課に事前に周知していた。また、一部の課では庁舎管理課とは別に当該課で管理している庁用自動車の車検証記載項目をデータ化し、年間の定期点検及び車検予定を一括してスケジュール管理することで、定期点検漏れ及び車検切れ対策を行っていた。こうした好事例を庁内で共有し、車検切れ等を防止する取組に活かしてもらいたい。

## （2）庁用自動車における事故防止・交通安全対策は適切に行われているか

全庁的な取組として、新採用職員などを対象とした研修や事故を起こした職員を対象とした運転適性検査が行われていた。また、庁用自動車事故防止対策会議を開催し事故防止に向けた取組を協議するとともに、グループウェアを活用してKYT（危険予知訓練）や運転マナー向上の啓発、安全運転に関する通知等の周知も行われていた。

さらに、車両運行時の点検や令和4年度からはアルコール検知器による検査を運転前に加え運転後にも実施し、酒気帯び確認記録簿に記入することとしていた。それに加え一部の課では、独自の安全運転チェックシートを作成し、運転前に課長へ提出する取組を行っていた。

一方で、一部の課においてアルコール検知器による酒気帯び確認が行われていなかった事例も見受けられた。なお、当該課では既に運用が改められアルコールチェックが行われていたが、酒気帯び運転等が道路交通法上禁止されている行為であることを念頭に置き、庁内のルールに則った運用を徹底されたい。

## 第4 むすび

令和4年度の行政（重点）監査は、「庁用自動車の管理運用状況及び安全対策について」をテーマとして、主に、庁用自動車の保有状況、使用状況及び運行管理状況並びに法令等に基づく定期点検・整備等及び事故防止・交通安全対策を着眼点に監査を実施した。

これを踏まえて実施した監査の結果は、前節のとおりである。今回の監査実施により、本市の庁用自動車に関する運用の実態が以下のとおり明らかになった。

まず、保有状況について、配置場所は、西八幡駐車を筆頭に庁用自動車が集約されるよう駐車スペースが確保されていた。ハイブリッド自動車及び電気自動車などの車両の導入が進んでいない状況が見られたが、令和4年度以降、原則としてガソリン車を購入しない方針のため、今後、環境に配慮した車両の増加が見込まれている。

次に、効率的な使用について、共用車は前回監査時の11台から23台へ2倍以上に増加しており、全庁として庁用自動車が効率的に使用できるよう運用されていた。一方で、予約をしたものの使用がなかった事例など通常の運用を阻害する予約も見受けられたので、より効率的な運用に努められたい。

次に、運行管理について、庁用自動車の管理に関するルールとして規程が施行され運用されていた。しかしながら、規程上運転日誌は管理者の確認、日常点検整備簿は整備管理者の確認が必要とされているものの、多数の課で確認されていなかったため、法令順守と安全確保を踏まえた上でより適切な管理方法について早急に検討すべきである。また、規程の対象から除外されていた消防本部の所管に属する庁用自動車については訓令等による定めはなかったことから、関係各課と調整を図り管理方法等について検討するよう努められたい。なお、維持費については、タイヤ交換及び燃料代は単価契約を行い、自動車損害保険は自動車損害共済に加入しており経済的に執行されていた。

次に、法令等に基づく定期点検、整備等について、日常点検等は、規程において確認の流れや様式が定められているものの、運転日誌及び日常点検整備簿について、様式自体を使用していなかった事例等が見された。規程と実際の運用に大きな乖離がみられる点について、改善に向けた検討を進められたい。

最後に、事故防止・交通安全対策について、全庁的な取組として安全運転研修会や運転適性診断が行われており、また、グループウェアを活用して事故に対する注意喚起や安全運転に関する啓発をしていることを確認したが、一部の課においてアルコール検知器による酒気帯び確認が行われていなかったことや、職員の過失による事故も毎年発生していることから、更なる交通安全対策の強化に努められたい。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

庁用自動車の管理運用と安全対策においては、庁舎管理課が中心的な役割を担い、全庁的な管理を行っていた。一部の課ではそれに加え、車検や法定点検等の漏れ等が無いように対策を講じていた事例や独自の安全運転チェックシートを作成するなどの事例が見受けられた。総括的な管理に加え、さらに各課独自の努力がなされていることは、庁用自動車の有効な管理及び安全対策に寄与する取組であると考えられる。一方で、改善を図るべき運用も見受けられたことから早期の対応を望むところである。

自動車産業は100年に1度の変革期を迎えたと言われている。本市では、令和4年3月策定の「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2017年度～2026年度）中間見直し」において、温室効果ガスの排出量の削減に向けた重点的な取組項目の1つとして、代替可能な車両がない場合を除き、令和12年度までにすべての庁用自動車を電気自動車やハイブリッド自動車などの電動車とすることを目指し、率先して導入することとしている。令和4年度の補正予算において、ガソリン車購入経費を減額するとともに、電気自動車導入経費を増額しており、また、同年度以降は原則としてガソリン車を購入しないこととするなど、計画に向けた取組が着実に進められている状況も確認したところである。

国の状況に目を向けると、令和5年度に地方自治体による脱炭素化の取組を後押しする新たな事業費を創設する方針が決定された。公共施設の省エネルギー化などに加え、地域脱炭素の重点対策の一つに位置付けられた公用車の電動車導入も対象とし、地方債を充当して導入した場合は元利償還金の一部を地

方交付税で措置される見込みである。近年の本市の財政状況を鑑み、幅広く情報収集をしたうえで、有効な諸制度を活用することが望まれる。

科学技術の進展により自動車を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、電気自動車や安全対策、自動運転等の面で世界的に競争が激化している。また、不安定さを増している世界情勢や急激な円相場の変動は、燃料代をはじめとした維持費にも多大な影響を与えている。そこで、単に経過年数や総走行距離等を指標とする更新だけにとどまらず、交通事故防止の観点から、自動ブレーキやバックモニターといったヒューマンエラー防止を補完する技術を搭載した車両の導入を進められたい。さらに、車両の導入にあたっては、購入やリース等の様々な手法について、初期費用や維持経費、職員の負担軽減等、経済性や効率性の観点からそれぞれのメリットデメリットを検証しつつ、市として庁用自動車のあり方について検討を進め方向性を示すことを望むところである。

人口 25 万人を超える行政区域に鉄道の駅がひとつという本市の特性を考えると、今後も効率的な公務の遂行にあたり車両を活用する必要性は高い。しかし、車両はその利便性ととも、図らずも危害を与えてしまう可能性も内包していることを改めて認識し、効率的な公務の遂行と同時に市民・職員の安心安全に資するよう安全対策に取り組んでいくことを期待する。